

消費者だより

2022年2月号

美容医療サービスのトラブルに注意

20代から30代の若者からの相談が増えています。

■相談事例

事例1

街角で脱毛の無料体験に勧誘されて美容クリニックに行き、勧められるまま「契約期間1年間で全身脱毛を8回受けて45万円」という医療脱毛サービスを契約した。しかし、高額な契約なので止めたい。

事例2

結婚を控えて、美容クリニックで「契約期間4か月間で3回10万円」という顔のピーリング処置の美容医療サービスを契約した。しかし、1回目の処置を受けた後に色素沈着したので途中で解約したい。

事例3

1年前に美容クリニックで二重まぶた切開術の手術を受けた。手術後の保証期間は1年間。まぶたの左右のバランスが悪くなり、2か月前(保証期間内)にクリニックに出向いたところ、修正の手術をすと言われたが、修正で治るのか不安。

■美容医療サービスで注意すべきポイント

- ・美容目的の美容医療サービスは一般的に緊急性が乏しいため、その場で契約したり契約当日に施術を受けたりしない
- ・契約前に想定される副作用や合併症などのリスクについて、医師から十分に説明を受ける
- ・他の施術の方法があるかどうかを確認し、説明を受けた上で比較検討する
- ・施術費用、解約条件、保険診療での実施の可否など、契約内容の説明を受ける
- ・支払う現金がない場合には、クレジット契約などの分割払いを勧められても、契約しないときっぱりと断る
- ・条件により、クーリング・オフ(★)ができる場合や、クーリング・オフ期間経過後でも、契約期間内であれば中途解約ができることもある

★一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度

不安に思ったり、トラブルになりそうな場合には、できるだけ早く消費生活センターに相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)